

情報セキュリティ人材育成助成金制度に関するFAQ

区分	質問	回答
応募資格	防衛関連企業に所属していますが、防衛関連部門ではありません。応募資格はありますか。	所属企業が防衛関連企業であり、かつ、情報セキュリティに関する業務に従事している又は将来同業務に従事することを志望している方であれば、現在の所属部署は問いませんので、応募資格があります。
	防衛関連企業の子会社に所属していますが、応募資格はありますか。	所属企業自身が防衛関連企業（他の防衛関連企業から業務の一部を受託する（いわゆる下請）場合を含む）であることが必要です。
	我が社のごく少額な役務契約を地方の自衛隊駐屯地（基地）と結んでいるのみですが、契約態様や契約金額に関わらず防衛関連企業として申請を行うことは可能でしょうか。	本制度の趣旨に鑑み、所属企業が防衛省・自衛隊との間で物品や役務の提供に係る契約を締結していれば、契約態様や契約金額の多寡に関わらず防衛関連企業の従事者として申請を行うことが可能です。
	防衛関連企業から採用内定をいただいておりますが、所属がまだ決まっています。所属組織の推薦書はどのようにしたらよいですか。	内定者については、「所属組織（所属部門長）の推薦書」は不要です。
	短期コースにおいて、期間は1週間以内ですが、受講経費が50万円を超えてしまいます。受講経費の内50万円分のみを対象として応募できますか。	税込経費が50万円以下の教育が対象ですので、応募できません。
	当社の社内規定で、会社から受講費用の半分の助成を受けることができるため、半分を自己負担することになります。このような場合、助成を受けることができますか。また、（短期コースの場合、）50万円までの自己負担額が助成金額の上限になりますか。	会社からの助成を除く、自己負担額について助成を受けることができます。ただし、助成額が50万円以内であっても、対象となる教育コースの受講料金（税込）が50万円を超える場合は助成の対象になりません。
	長期コースにおいて、当該課程を履修するにあたり、防衛基盤整備協会以外から奨学金を受けようと思いますが、助成金を受けることはできますか。	当該課程を履修するにあたり、必要な履修経費について所属企業からの負担や他の奨学金を受け場合であっても、それらを除く自己負担額分について助成金を支払います。ただし、その奨学金について使用用途が特定されていないものであり、当該奨学金を生活費等に充てる場合には、授業料等の履修にかかる費用を全額助成します。
	長期コースにおいて、現在大学生で将来情報セキュリティに関する大学院修士課程に進学し、卒業後防衛関連企業又は防衛省・自衛隊において情報セキュリティに関する業務に従事することを志望していますが、現在の大学において情報セキュリティに関連する学部等に在籍する必要がありますか。	情報セキュリティ関連の学部・学科のみならず情報セキュリティ関連のゼミ等を専攻している人を対象者として想定していますが、それ以外の人であっても情報セキュリティに関する高度な知識を修得するために大学院に進学しようとする人については修学目標等を見て個別に判断します。
	申請者の年齢制限はありますか。	ありません。ただし、申請する教育コースや教育課程修了後、防衛関連企業又は防衛省・自衛隊において情報セキュリティに関する業務に従事する（内定を含む）又は従事することを志望することが必要です。
現状の役職（例えば管理職）により、応募資格に制限はありますか。	現状の役職による応募資格の制限はありません。	
対象教育	短期コースでは、なぜ情報セキュリティに関する基礎知識がなくても受講できる入門コースや初級コースが対象とならないのですか。	本制度は、現在又は将来において情報セキュリティに関する業務に自ら従事して所要の対応を実施するために必要な専門的な知識・技能を有する人材の不足に対応することを目的としており、基礎的な知識の修得のみでは現在社会で求められている人材のレベルには足りないものと考えているためです。

情報セキュリティ人材育成助成金制度に関するFAQ

区分	質問	回答
対象教育	長期コースでは、大学の学士課程は対象とならないのですか。	本制度は、当協会の設立趣旨に基づき、防衛関連企業又は防衛省・自衛隊における情報セキュリティに関する業務において即戦力となる人材の不足に対応することを目的としており、活用できる予算が限られていることにも鑑みて、（社会人となるまで時間を要し爾後の勤務先も未定の学士課程の学生の方よりも、）現に防衛関連企業又は防衛省に勤務する方で修士・博士課程において専門的な教育を受講することで所要の人材の補充に寄与し得る方を優先的に対象としております。
申請手続	長期コースにおいて、複数の大学院を受験しますが、大学院ごとに複数の申請書を提出してよいですか。	大学院ごとに応募申請書を提出し、合格が判明した後に1校に絞り込み、助成金交付申請をしてください。
助成金交付	長期コースにおいて、大学院の合格発表が審査委員会の後になるため、審査委員会の時点で合格が不明の場合、審査委員会の面談に参加できますか。	審査委員会の対象は、基本的に助成金交付申請を行った申請者が対象となります。ただし、審査委員会開催までに当該課程の大学院の合格が判明していない方については、審査委員会の面談に参加していただき、審査委員会で対象外と評定されなかった方は、その後大学院の合格判明後にあらためて助成金交付申請の手続をしていただけます。
	短期コースにおいて、業務の都合によりコースの開始直前で受講できなくなってしまいました。既に支払った受講料は返還されませんか。このような場合、助成金を交付していただけますか。	応募申請をされても、教育を受講せず、教育コース修了を証明する書類の提出がない場合には助成金を交付しません。
	長期コースにおいて、業務の都合により履修途中で大学院への通学が困難となった場合、既に支払った学費について返金しなければならないでしょうか。	原則的には、既に支払った費用については返金する必要はありません。ただし、それまでの期間において、受講実績がほとんどないなど、助成金が有効に使用されたと考えられないと判断した場合には、全部又は一部の返金を求める場合があります。
	長期コースにおいて、指定された面談の期日に都合がつかない場合、助成金の交付は受けられないのですか。	残念ながら、審査委員会における面談に参加できない場合には、助成金を受けることができません。
	長期コースにおいて、2年目の授業料が上がった場合、増加分を含めて全額助成金を受領することができますか。	2年目の授業料等が大学から示された段階で申請（年間に支払う授業料等が判る書類を添付）していただければ、増加分を含めて、年額250万円を上限に全額を助成します。
	現在在学中の大学において学士課程から修士課程（大学院）へ進学するため、入学試験がありません。この場合、助成金交付申請はどのようにすれば良いのですか。	大学院を受験する方は合格が判明したときに助成金交付申請をしていただけますが、受験がない方については、募集受付通知が届いた時点で助成金交付申請をしてください。この際、提出書類の大学院を合格したことが分かる資料に代えて大学院への進学を証明する書類を提出してください。
	募集要項には、助成金は非課税扱いとなると記載されていますが、問題ないのでしょうか。	短期コース及び長期コース共に、本制度の助成金は所得税法第9条第1項第15号に規定する「学資に充てるために給付される金品」に相当するため、非課税扱いの所得に該当します。
その他	長期コースにおいて、助成金交付を受けた当該課程の2年目以降の申請手続はどのようにすればいいのですか。	現在検討中であり、具体的な手続が決定しましたら公表いたします。
	この助成金を受けたことを理由として、貴協会から何らかの義務が生じることや協力を求められることが生じるのでしょうか。	本制度による助成を受けて所要の教育を修了した方については、本制度の改善に資するため、本人の同意の下で連絡先を登録してもらい情報セキュリティ関係のインタビューやアンケートの任意協力をお願いすることはあり得ますが、何らかの義務を課することはありません。